

東海村ふるさとづくり寄附金返礼品募集要項

1 目的

東海村ふるさとづくり寄附金に寄附された方へのお礼として、村の PR につながる、より多くの魅力的な特産品等を贈呈するため、返礼品を募集する。

2 返礼品の要件

返礼品は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 本村の魅力を発信し地域産業の振興につながる要素をもつ商品等であること。
- (2) 平成 31 年 4 月 1 日付け総務省告示第 179 号第 5 条に規定する総務大臣が定める基準（以下「地場産品基準」という。）やこの告示に関する総務省通知に適合するものであること。
- (3) 食品については、発送から 7 日以上の賞味期限が保証されるものであること。
- (4) 既に流通又はこれから流通させるものであり、全国各地へ宅配便等で発送できる商品であること（役務を除く）。また、食品の運搬に当たっては、食品衛生法等に基づき運搬方法等に留意すること。
- (5) 受注後、速やかに発送できる商品であること（季節商品、受注生産品を除く）。
- (6) 返礼品として出品可能なロット数が 5 個以上の商品であること（受注生産品、役務を除く）。
- (7) 村内で提供される役務（体験型サービス又は代行サービス）については、次に掲げる要件を全て満たすこと。
 - ア 寄附者に対して、役務の提供を受けられることが分かる利用券等を発行し、事前に指定日を設けないものについては、利用券送付後、一定期間の有効期間を設定できること
 - イ 天候等の理由で役務の提供ができない場合は、代替日等を設定すること
 - ウ 安全性の配慮に努めること

3 返礼品出品事業者の要件

返礼品出品事業者（以下、「事業者」という。）は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 村内に、本店、支店、営業所及び工場等のいずれかを有する法人又は個人事業主であること。ただし、地場産品基準に該当する自社製品等を取り扱う事業者についてはこの限りではない。
- (2) 村税の滞納がないこと。
- (3) 食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法等、事業と関係する法令を遵守し、法令に基づいた生産、加工、サービスを行っていること。
- (4) 食品等事業者で、食品衛生法に基づく食品営業許可を要しない事業者は、適切な衛生管理の実施を証する認定等を有すること。
- (5) 電子メールでの注文受付、商品の梱包、集荷の対応が可能であること。
- (6) 代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）及び東海村暴力団排除条例に掲げる暴力団の構成員でないこと。

- (7) 積極的に東海村のPR等に努めること。
- (8) 返礼品の品質や取扱い等に係る苦情対応等が誠実かつ適切に行えること。
- (9) PL法（製造物責任法）対象製品については、PL保険（製造物賠償責任保険）又はそれに準ずる保険に加入していること。

4 返礼品の価格

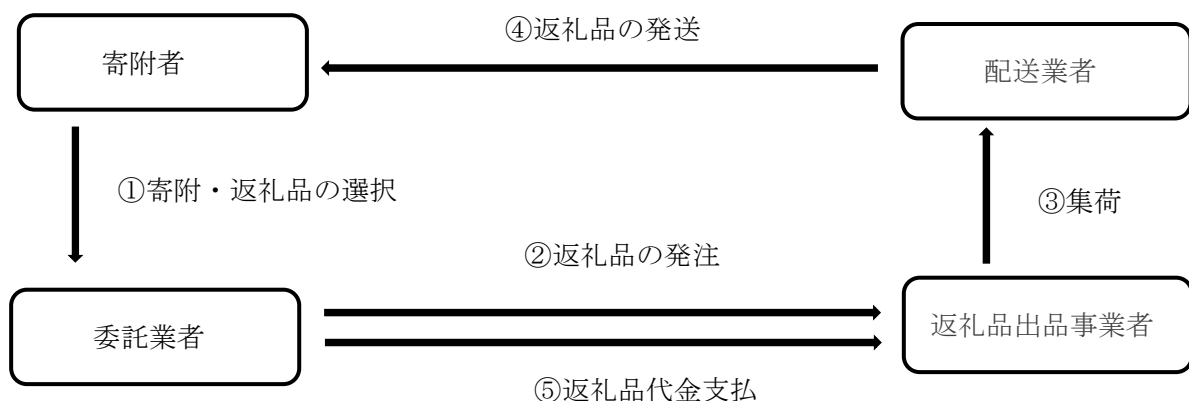
返礼品の価格は商品代に梱包代及び消費税をすべて含み、当該価格の設定に当たっては、実勢価格等を勘案し、社会通念上で相当と認められる価格とすること。

寄附金額については、総務省及び村の基準に応じ、当該返礼品に係る送料及びその他必要経費を加味した上で村が個別に決定する。なお、平成31年4月1日付け総務省告示第179号第2条第2項のふるさと寄附金募集経費に掛かる基準（市町村が寄附金の募集に要した経費（返礼品代、配送料、ポータルサイト委託費、パンフレット代等）の合計額が寄附金額の合計額の5割以下とすること）を超える場合は寄附金額を村が見直す場合がある。

5 事業者が行う業務

- (1) 返礼品の発送業務
 - ア 発注書の受領及び確認
 - イ 返礼品の準備
 - ウ 返礼品に破損、汚損、カビ、異物混入等がないことの確認
 - エ 返礼品の梱包
 - オ 配送業者による集荷の対応
- (2) 返礼品代金の清算業務
 - ア 返礼品代金支払通知書の受領及び確認
 - イ 返礼品代金の受領

【事業のイメージ】



6 申込期間

随時申し込みできるものとする。

7 申込方法

東海村ふるさとづくり寄附金返礼品申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、以下を添付の上、産業部産業政策課へ提出するものとする。なお、返礼品の品目、価格ごとに返礼品出品計画書を作成すること。

- （1） 返礼品出品計画書（様式第2号ー（1）又は（2）及び様式第2号ー別紙）
- （2） 誓約書（様式第3号）
- （3） 食品等事業者は食品営業許可証の写し、食品営業許可を要しない食品等事業者は適切な衛生管理の実施を証する書類の写し
- （4） 村税の納税証明書（村税に未納のないことの証明）発行日から3ヵ月以内のもの
- （5） その他、事業内容が分かるパンフレット又はHP等がある場合はその写し
- （6） 商品等の写真、又は写真及び商品紹介が記載されたパンフレット等（同じ品目であっても、内容又は返礼品出品価格が異なる場合は返礼品出品価格ごとに提出すること）
- （7） PL法（製造物責任法）対象製品については、PL保険（製造物賠償責任保険）又はそれに準ずる保険の証書の写し
- （8） 村内で提供される役務（体験型サービス又は代行サービス）については、寄附者に送付する券の見本
- （9） 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認めるもの

8 返礼品の承認等

村長は、第7項に規定する申込があった場合には、別に定める東海村ふるさとづくり寄附金返礼品選定委員会において当該申込内容の審査を行った後、総務省の承認を得た上で、その結果を基に承認の可否を決定し、東海村ふるさとづくり寄附金返礼品承認（不承認）通知書（様式第4号）により当該事業者に通知するものとする。

9 返礼品の承認期間

第8項の規定による返礼品の承認期間は、当該承認を行った日の属する年度末までとする。ただし、承認期間の満了日までに村長による承認の取り消しがなく、かつ、事業者から辞退の申し出がないときは、承認期間は翌年度末まで自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

10 承認の取り消し

村長は、承認された返礼品が第2項及び第3項の定める要件に適合しなくなったと認められる場合、又は提出書類に虚偽があった場合、若しくは村に損害を及ぼす行為があった場合は、その承認を取り消すことができるものとし、東海村ふるさとづくり寄附金返礼品承認取消通知書（様式第5号）により当該事業者に通知するものとする。

11 変更及び辞退

- （1） 申請した返礼品提供事業者の所在地、名称、代表者その他変更があったときは、東海村ふるさとづくり寄附金登録内容変更届（様式第6号）を、第8項で承認された返礼品を変更又は辞退するときは、東海村ふるさとづくり寄附金返礼品変更（辞退）届（様式

第7号)を村長に提出しなければならない。

- (2) 村長は、東海村ふるさとづくり寄附金返礼品変更(辞退)届の提出があった場合は、その内容を審査し、必要に応じ総務省への確認を経た上で、承認の可否を決定し、東海村ふるさとづくり寄附金返礼品変更(辞退)承認通知書(様式第8号)により当該事業者へに通知するものとする。

1.2 個人情報の保護

事業者は、本業務を遂行するため、提供を受けた個人情報の取扱いについては東海村個人情報保護条例及び関係法令を遵守すること。

寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することができない。ただし、返礼品の送付後に寄附者から直接商品の申し込みがあった場合など、事業者が本事業に基づかないで入手した情報についてはこの限りではない。

1.3 苦情対応

事業者は、返礼品の品質等に関し、村が委託するふるさと納税ポータルサイト運営業者(以下、「ポータルサイト委託業者」という。)から、寄附者からの苦情等に係る相談があった場合は、ポータルサイト委託業者と協議し、真摯に対応して解決に努めること。なお、返礼品の品質や取扱い等、事業者に起因する問題が発生した場合は、事業者がその費用を負担すること。

村は、返礼品の品質や取扱い等に係る苦情対応及び商品の保証について、一切の責任を負わない。

1.4 その他留意事項

- (1) 事業者は返礼品の送料を最小限に抑えるよう努めること。なお、集荷はポータルサイト委託業者が指定した宅配業者が行う。
- (2) 返礼品の代金は、通常、発送翌月の末日にポータルサイト委託業者を通じて支払われる。
- (3) 第9項で承認期間が自動更新された場合でも、PL保険(製造物賠償責任保険)又はそれに準ずる保険については更新ごとに写しを提出すること。
- (4) 村は、必要に応じ、返礼品の要件及び事業者の要件と合致していることを確認するため、聞き取り調査、資料請求、現地確認等を行うことができる。また、食品を返礼品とするときは、事業者は産地名を適正に表示し、地場産品基準等において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存をすることを義務とする。
- (5) 村は、ふるさと納税制度及び返礼品について、総務省から見直し等の通知があった場合、要件等を変更することができる。

1.5 申込み及び問い合わせ先

東海村役場産業部産業政策課産業政策推進担当

TEL : 029-282-1711 (内 1268・1269)

Email:sangyou@vill.tokai.ibaraki.jp

附 則

この要項は、令和１年７月２４日から施行する。

附 則

この要項は、令和５年１０月１日から施行する。

附 則

この要項は、令和６年１０月１日から施行する。